

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 30 年 3 月 30 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成30年3月31日

羽曳野市条例第22号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和35年羽曳野市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第11条の3第2号ウ(ア)中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」を「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」に、「第6条第3号から第10号まで」を「第6条第1号ハからヌまで」に改め、「附則第7条第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第15条第2項、第15条の6の5第2項及び第15条の11第2項中「10円」を「1円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(調整規定)

2 この条例及び羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成30年羽曳野市条例第17号。以下「条例第17号」という。)の改正規定が同一の日に施行されるときは、羽曳野市国民健康保険条例(昭和35年羽曳野市条例第172号)の規定は、条例第17号によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

羽曳野市国民健康保険条例 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)</p> <p>第 11 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 19 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>(ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。)第 6 条第 6 項第 1 号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和 38 年厚生省令第 10 号)第 6 条第 1 号ハからヌまで及び附則第 7 条第 2 号又は第 3 号に掲げる額の合算額を除く。以下同じ。)</p> <p>(イ)・(ウ) 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第 15 条 1 省略</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第 4 位未満の端数又は 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>第 15 条の 2～第 15 条の 6 の 4 省略</p> | <p>(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)</p> <p>第 11 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 19 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>(ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。)第 6 条第 6 項第 1 号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和 38 年厚生省令第 10 号)第 6 条第 3 号から第 10 号まで及び附則第 7 条第 2 号に掲げる額の合算額を除く。以下同じ。)</p> <p>(イ)・(ウ) 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第 15 条 1 省略</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第 4 位未満の端数又は 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>第 15 条の 2～第 15 条の 6 の 4 省略</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の6の5 1 省略</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は<u>1円</u>未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>第15条の6の6～第15条の10 省略 (介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の11 1 省略</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は<u>1円</u>未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p> | <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の6の5 1 省略</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は<u>10円</u>未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>第15条の6の6～第15条の10 省略 (介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の11 1 省略</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は<u>10円</u>未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p> |
|---|---|